



子育ての手助けがほしい人と
手助けしたい人をマッチング

北本市ファミリー・サポート・センター

北本市ファミリー・サポート・センターは、北本市が実施する子育て援助活動支援事業です。依頼会員と協力会員の相互援助活動を支援しています。

ファミリー・サポート・センターアドバイザー



①申込み

②サポートの相談

子育ての手助けがほしい人
(依頼会員)

子育てのお手伝いができる人
(協力会員) ※有償ボランティア



少しの時間子どもを見てもらいたいな…



子どもが好きだから子どもに関わるボランティアがしたい!

③顔合わせ・打ち合わせ

④送迎・預かり等

(活動には保障制度があります)

⑤報酬等の支払い

会員募集中

依頼会員・協力会員を随時募集しています。詳細はホームページまたはお問い合わせください。

☎北本市ファミリー・サポート・センター (☎ 592-9965)
※平日 10:00～18:00



〈広告〉

世話人募集

北本市中丸2丁目306
未経験OK (研修制度あり)

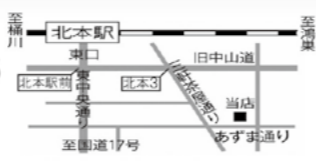
日給10,000円 30～60代の職員が活躍中
16:15～翌9:00 泊まり勤務 障がい者グループホームの世話人
週1～3日 ・夕食と朝食の調理 ※レシピあり
・掃除
・入居者との交流、お喋りなど
※身体介助はありません



050-3699-2020
あおとり株式会社 採用担当

まかせて安心 地元の業者 岩崎畳店(有)

朝お預かり 夕方お届け
☎048-591-1766
北本市東間 2-230-1



各種相談案内

※状況により中止になる場合があります。
※相談日が祝日のときはお休みです。

相談日 8月8日～9月7日

相談名	日時	場所	問合せ
税務相談 (予約制)	8月9日(火) 10:00～12:00、 13:00～15:00	市役所 相談室 1-C	税務課市民税担当 (☎ 594-5518) ※前日までにお申し込みください
行政相談 (国や県等への要望や苦情についての相談)	8月24日(水) 10:00～12:00	市役所 市民課相談室	市民課市民相談担当 (☎ 594-5529)
市民相談	毎週月～金曜日 9:00～16:00		
不動産相談 (予約制)	8月12日(金) 13:30～16:20	市役所 市民課相談室	市民課市民相談担当 (☎ 594-5529) ※実施日の3日前までにお申し込みください
法律相談 (予約制)	弁護士 毎週水曜日 13:30～16:20 司法書士 第1・3金曜日 13:30～16:20		
消費生活相談・多重債務相談	毎週月～金曜日 10:00～12:00、13:00～16:00	消費生活センター (☎ 511-8800) ※当面の間、電話での対応とさせていただきます	
人権相談	8月23日(火) 13:30～15:30 (受付は15:00まで)	文化センター	人権推進課人権推進・ 男女共同参画担当 (☎ 594-5506)
女性相談 (予約制)	8月8日(月)・17日(水)、9月7日(水) 10:00～16:00 (1人50分)	市役所相談室	
教育相談	毎週月～金曜日 8:30～16:30	教育センター (☎ 591-2176)	
ことばの相談 (未就学児対象)	毎週月～金曜日 9:00～16:00	児童発達支援センター (☎ 592-8876)	
子どもの相談 (育児、しつけ等)		子育て支援課児童相談担当 (☎ 511-7702)	
緑のなんでも相談	9月5日(月) 10:00～12:00	総合公園 (☎ 592-4050)	
心配ごと相談 (予約制)	8月17日(水)、9月7日(水) 9:30～11:30	総合福祉センター	社会福祉協議会 (☎ 593-2961) ※前日までにお申し込みください
結婚相談 (予約制)	8月20日(土)、9月6日(火) 13:30～15:30		社会福祉協議会 (☎ 593-2961)
ボランティア相談	9月3日(土) 10:00～12:00	勤労福祉センター	内職相談室 (☎ 591-8551)
内職相談 (予約不要)	毎週火・金曜日 13:00～16:00	市役所相談室	産業観光課商工労政・観光担当 (☎ 594-5530)
住宅増改築 (新築)・リフォーム相談	8月13日(土) 9:00～12:00	勤労福祉センター内 北本市無料職業紹介所	住宅増改築相談の当日の問合せは (☎ 591-1111)
職業相談・雇用相談 (予約制)	毎週水・木曜日 10:00～12:00、13:00～16:00		

暮らしの110番

北本市消費生活相談あれこれ ⑬

ネット通販「初回無料」「お試し価格」の表示に注意!!

SNSや動画サイトを見ていたら、「健康に良いサプリメント お試し500円」の広告が出てきた。興味があったので1回試してみようと思い注文することにした。翌月も同じ商品が届き、商品代金5,000円の請求書が同封されており、初めて定期購入になっていることを知った。販売店に連絡しているが電話が混みあっているとのメッセージが流れ、電話が通じない。との相談がAさんから寄せられました。

お得にお試しのつもりが、解約できない。2回目に数か月分の商品が一度に届き、高額で払えない。といったインターネット通販における定期購入トラブルの相談が多く寄せられています。健康食品、ダイエット飲料、化粧品、脱毛剤などが多くみられます。

インターネット通販は、訪問販売や電話勧誘のような冷静に判断する余裕がない状況ではないため、契約を解除できるクーリング・オフ制度が適用されません。返品や解約については、販売事業者の表示内容に従うことになります。返品などの条件は、特定商取引法に基づく表記や利用ガイドなどに表示されていることもあります。注文を確定する前に返品可否、解約条件などをよく確認してください。最終確認

画面には契約に関する重要な情報を表示することになっています。定期購入契約である旨、契約期間、回数、支払い総額、解約条件などが書かれていますので、スクリーンショットを撮り、契約条件を残しておきましょう。電話が繋がらないからと言って、送られてきた商品を一方的に受取拒否しても解約にはなりません。電話が繋がらない場合は、曜日、時間を変えて、つながるまで架電してください。メールでも連絡しておくとういでしょう。解約には事業者の合意が必要です。お困りの時は北本市消費生活センターに相談してください。

相談窓口

- 北本市消費生活センター (北本市役所市民課内 ☎ 511-8800)
毎週月～金曜日 (祝日・年末年始を除く)
10:00～12:00、13:00～16:00
※土・日曜日、祝日は局番なしの☎188へ (年末年始を除く)
- 埼玉県消費生活支援センター (☎ 048-261-0999)
毎週月～土曜日 (祝日・年末年始を除く) 9:00～16:00
- 全国消費生活相談員協会「週末電話相談」(☎ 03-5614-0189)
毎週土・日曜日 10:00～12:00、13:00～16:00